

○茨城県地方警察職員定員条例

昭和35年3月31日
条例第12号

〔沿革〕 昭和35年10月条例第43号、36年3月第26号、7月第34号、37年3月第33号、38年3月第19号、39年3月第28号、40年6月第32号、41年4月第25号、42年3月第16号、43年3月第25号、44年4月第23号、45年3月第23号、6月第38号、46年3月第20号、47年3月第23号、48年4月第28号、49年4月第24号、50年3月第13号、51年3月第34号、52年3月第25号、53年3月第14号、54年3月第17号、55年3月第37号、56年3月第28号、57年3月第20号、58年3月第19号、59年3月第46号、61年3月第29号、63年3月第53号、平成3年3月第17号、10月第36号、4年3月第56号、5年3月第20号、6年3月第18号、7年3月第27号、8年3月第40号、9年3月第43号、13年3月第32号、12月第56号、14年3月第35号、15年3月第51号、16年3月第26号、17年3月第30号、18年3月第31号、19年3月第34号、12月第58号、20年10月第31号、21年3月第25号、22年3月第20号、23年3月第18号、24年3月第26号、25年3月第14号、26年3月第3号、27年3月第39号、28年3月第35号、29年3月第26号改正

茨城県地方警察職員定員条例を公布する。

茨城県地方警察職員定員条例

茨城県地方警察職員定員条例（昭和29年茨城県条例第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第57条第2項の規定に基づき、茨城県地方警察職員（以下「警察職員」という。）の定員を定めるものとする。

（定員）

第2条 警察職員の定員は、次の表に掲げるとおりとする。

区分		定員（人）
警察官	警視	145
	警部	316
	警部補及び巡査部長	2,856
	巡査	1,497
	小計	4,814
その他の職員		581
合計		5,395

（定員外職員）

第3条 休職者、自己啓発等休業者、配偶者同行休業者、育児休業者、公益的法人等に派遣された者、休暇3月以上に及ぶ者及び6月以上の研修参加者（警察教養施設における研修参加者を除く。）は、前条の定員の外に置くことができる。

付 則

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

付 則 （昭和35年10月1日条例第43号）

この条例は、昭和35年10月1日から施行する。

附 則 (昭和36年3月31日条例第26号)
この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和36年7月1日条例第34号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月30日条例第33号)
この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年3月22日条例第19号)
この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年3月30日条例第28号)
この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年6月10日条例第32号)
この条例は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日条例第25号)
この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則 (昭和42年3月22日条例第16号)
この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

付 則 (昭和43年3月21日条例第25号)
この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則 (昭和44年4月1日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年3月31日条例第23号)
この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則 (昭和45年6月30日条例第38号)
この条例は、昭和45年6月30日から施行する。

付 則 (昭和46年3月15日条例第20号)
この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則 (昭和47年3月31日条例第23号)
この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則 (昭和48年4月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （昭和49年4月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （昭和50年3月18日条例第13号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則 （昭和51年3月29日条例第34号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則 （昭和52年3月29日条例第25号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則 （昭和53年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則 （昭和54年3月19日条例第17号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則 （昭和55年3月31日条例第37号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則 （昭和56年3月28日条例第28号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則 （昭和57年3月27日条例第20号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則 （昭和58年3月11日条例第19号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則 （昭和59年3月26日条例第46号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則 （昭和61年3月26日条例第29号）

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則 （昭和63年3月25日条例第53号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則 （平成3年3月15日条例第17号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 （平成3年10月24日条例第36号）
この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （平成4年3月27日条例第56号）
この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 （平成5年3月26日条例第20号）
この条例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 （平成6年3月30日条例第18号）
この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 （平成7年3月30日条例第27号）
この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 （平成8年3月28日条例第40号）
この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 （平成9年3月28日条例第43号）
この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 （平成13年3月28日条例第32号）
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 （平成13年12月25日条例第56号抄）
（施行期日）
1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 （平成14年3月27日条例第35号）
この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 （平成15年3月26日条例第51号）
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 （平成16年3月25日条例第26号）
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 （平成17年3月24日条例第30号）
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 （平成18年3月28日条例第31号）
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 （平成19年3月27日条例第34号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 （平成19年12月25日条例第58号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

付 則 （平成20年10月1日条例第31号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

付 則 （平成21年3月25日条例第25号）
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 （平成22年3月26日条例第20号）
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 （平成23年3月25日条例第18号）
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 （平成24年3月27日条例第26号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 （平成25年3月27日条例第14号）
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 （平成26年3月26日条例第3号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 （平成27年3月26日条例第39号）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 （平成28年3月29日条例第35号）
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 （平成29年3月29日条例第26号）
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

[本条例は、公布のとき縦書きであったが、執務の便を図るため、左横書きにして登載した。]